

# 公益財団法人観音霊苑役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第15条・第33条の規定に基づき、公益財団法人観音霊苑の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は常勤役員等にあつては本給とし、本給は(別表Ⅰ)常勤役員俸給表に基づき支給する。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職にあつては、(別表Ⅱ)退職慰労金支給基準に基づき退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤役員等については、(別表Ⅲ)非常勤役員報酬表に基づき支給することができる。

## (報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前日に支給する。

## (報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、その総額の上限を評議員会で決定し、(別表Ⅰ)常勤役員俸給表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬は、(別表Ⅰ)常勤役員俸給表に基づき、監事の協議によって決定する。
- 3 非常勤役員については、評議員会で決定された(別表Ⅲ)非常勤役員報酬表に基づき、評議員会、理事会等に出席したときは、報酬を支給する。
- 4 評議員の報酬は、定款において定められた総額の上限の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、常勤役員等に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、通勤に要するガソリン使用量を実費支給する。

## (日割計算)

第7条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人観音霊苑の設立登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

平成 25 年 5 月 13 日理事会において修正し、平成 25 年 5 月 29 日定時評議員会にて承認を得て、同日、改正している。

(別表 I) 常勤役員俸給表 (単位：円)

号	俸	報 酬 月 額	号	俸	報 酬 月 額
第 1 号		120,000	第 11 号		380,000
第 2 号		150,000	第 12 号		400,000
第 3 号		180,000	第 13 号		420,000
第 4 号		200,000	第 14 号		450,000
第 5 号		220,000	第 15 号		480,000
第 6 号		250,000	第 16 号		500,000
第 7 号		280,000	第 17 号		520,000
第 8 号		300,000	第 18 号		550,000
第 9 号		320,000	第 19 号		580,000
第 10 号		350,000.	第 20 号		600,000

(別表Ⅱ) 常勤役員退職慰労金支給基準

報酬月額 × 在職年数 × 3倍
------------------

(別表Ⅲ) 非常勤役員支給基準

評議員

評議員会出席 1 回につき 一人上限 3 万円を超えない範囲で評議員会で決定する。

非常勤理事

理事会出席につき 一人上限 3 万円を超えない範囲で理事会で決定する。

非常勤監事

理事会・評議員会出席につき 一人上限 3 万円を超えない範囲で監事協議で決定する。